

東海こども専門学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この専修学校は、東海こども専門学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、静岡県浜松市中央区東田町 36 番地 8 に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、学校教育法に従い、未来を担う子どもたちを育てる豊かな人間性と専門的知識、実践力を身につけた保育者を養成することを目的とする。

(自己点検等)

第 4 条 本校は、教育研究の水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

第 5 条 課程、学科及び生徒の定員については、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜別	一学年の 定 員	総定員	修業年限	学級数
教育・社会福祉 専 門 課 程	こども学科	昼	40 人	80 人	2 年	2

2 本校のこども学科の学生が幼稚園教諭普通免許状(二種)の取得を希望する場合は、豊岡短期大学通信教育部との連携により、単位を修得する。

3 本校の在学年限は、修業年限の 2 倍を超えないものとする。ただし、理由のある場合はこの限りでない。

4 本校の入学資格は、学校教育法第 90 条第 1 項及び第 125 条第 3 項により高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第 8 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 土曜日、日曜日
 - (3) 季節休業日（夏季は4週間以内、冬季及び春季は2週間以内で校長が定める日）
 - (4) その他校長が必要と認めた日
- 2 前項の規定に関わらず校長が必要と認める場合は、休業日であっても授業及び実習を行うことができる。
- 3 第1項の規定に関わらず校長が必要と認める場合は、休業日を変更することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、退学、休学、転学等

(入学時期)

第 9 条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第 10 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第30条に定める入学検定料及び学生入試要項に記載されている必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校の入学試験に合格した者は、定められた期日までに入学金を納付しなければならない。

(入学試験)

第 11 条 入学試験は、推薦入学試験と一般入学試験に分けて行う。

2 入学試験は、書類審査、筆記試験及び面接等により行うものとし、学習能力、人格性行等を総合的に判定し、合否を決定する。

ただし、推薦入学試験は、別に定める推薦基準により、筆記試験、面接等を免除することができる。

(退学及び除籍)

第12条 退学しようとする者は、その事由を記して校長に願い出て、許可を得なければならない。

2 次に掲げる各号の一に該当する者は、教職員会議を経て、校長が除籍することができる。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 第13条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を無断で怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡した者

(休 学)

第13条 病気又はやむを得ない事由によって、休学しようとする者は、その事由を記して校長に願い出、許可を受けなければならない。

2 校長は、教育上必要であると認めるときには、1年以内の期間で休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長に願い出、許可を得なければならない。ただし、通算して2年以内を限度とする。

4 休学期間は、在学できる期間に算入しない。

(復 学)

第14条 休学中の者が復学しようとするときは、校長に願い出て、許可を得なければならない。

2 校長が、復学にあたって医師の診断書が必要であると認められた場合には、前項の願い出に添えて提出しなければならない。

(転入学、編入学)

第15条 転入学及び編入学においては、2年次開始の時期において欠員のある場合に限って、別に定める基準により選考をおこない、教職員会議を経て、校長が許可することができる。

(出席停止)

第16条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10

年法律第 114 号) その他伝染病の予防に関して法が規定する伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第 4 章 教育課程及び授業科目の履修方法

(教育課程及び授業単位数・授業時数)

第 17 条 本校の教育課程及び授業単位数・授業時数は、別表 1 のとおりとする。

(授業時間)

第 18 条 授業時間は、9 時 00 分から 17 時 50 分までとする。

(年間授業期間)

第 19 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、44 週以内とする。

(単位の計算方法)

第 20 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 15 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学則第 17 条別表 1 に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 第 1 項の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、組み合わせに応じ、学則第 17 条別表 1 に定める時間をもって 1 単位とする。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第 21 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験の方法)

第 22 条 試験は、各授業科目 1 回以上の定期試験を行う。

2 試験は、筆記、論文、口述、実技等によって行う。

3 試験の受験資格、追試験、再試験等については、単位認定及び履修認定規程に定める。

(成績評価)

第 23 条 授業科目の成績評価は、定期試験の成績、授業態度、作業成績、レポート、出席状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 保育実習以外の授業科目の出席時間数が学則第 17 条別表 1 に定める規定時間数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目の評価を受けることができない。
- 3 保育実習においては、出席時間数が学則第 17 条別表 1 に定める規定時間数に達しない者は、その科目の評価を受けることができない。
- 4 成績評価に関する事項は、単位認定及び履修認定規程に定める。

(入学前の履修科目)

第 24 条 本校は、教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第 56 条第 1 項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、30 単位を超えない範囲で修得したものとみなす。
- 3 履修の認定に関する事項は、単位認定及び履修認定規程に定める。

第 5 章 課程の修了及び卒業

(卒業の認定)

第 25 条 卒業の認定は、本校に定められた修業年限以上在学し、単位認定及び履修認定規程に定めるところにより 104 単位以上を修得した者について、教職員会議を経て、校長が認定する。

(卒業証書の授与)

第 26 条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程の名称及び修業年限を記載した卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第 27 条 前条により、専門課程こども学科を修了したのものには専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。

(保育士資格の取得)

第 28 条 保育士資格を取得しようとする者は、第 25 条の規定の科目のほかに児童福

祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に定める科目及び単位について所定の科目及び単位を修得しなければならない。

第 6 章 教 職 員

（教職員組織）

第 29 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1 人
- (2) 専任教員 6 人以上
- (3) 事務職員 1 人以上
- (4) 学 校 医 1 人以上
- (5) その他必要な教職員

第 7 章 入学検定料及び入学金、施設費、授業料等

（入学検定料、入学金、施設費、授業料等）

第 30 条 本校の入学検定料、入学金、施設費、授業料等は、別表 2 のとおりとし、学校の指定する期日までに納入するものとする。

- 2 前項の授業料等を期限内に納入しないときは、学校は遅滞なく期限を付し督促するものとする。
- 3 校長は、前項の督促をしてもなお、学納金を納入しないときは、特別な事情がある場合を除くほか、その者を出席停止又は除籍することができる。

（授業料等の延納）

第 31 条 学校が指定する期日までに授業料等が納入出来ない場合は、延納願（様式 7）を提出し、校長の許可を得なければならない。

（納付した授業料等の返還）

第 32 条 既に納付した入学検定料、入学金、施設費は、原則として返還しない。

ただし、校長が、特別の事情があると認めた者には、返還することができる。

- 2 授業料の返還については、学則実施細則に定める。

（授業料等の減免等）

第 33 条 校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

- 2 前項の納付金の減免等については、学則実施細則に定める。

第8章 賞 罰

(ほう 賞)

第34条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲 戒)

第35条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反したりする行為があった場合等において、教育上必要があると認める場合には、学生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

4 停学、謹慎及び訓告は、別に定める。

第9章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第36条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

課 程	学 科 名	受講期間	受講資格
昼間課程	幼稚園教諭免許状 取得コース	1 ヵ年	東海こども専門学校の卒業生で卒業時に豊岡短期大学での幼稚園教諭二種免許状の取得に必要な単位が未履修の者

2 附帯教育の受講料等その他必要な事項は、別に定める。

第10章 雑 則

(健康診断)

第37条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第38条 この学則の施行上必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、第 5 条第 2 項により教育連携を希望する者は、30 名に限る。
- 2 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 29 年 4 月 1 日前に入学した生徒については、改正後の第 30 条別表 2 の規定に関わらず、従前のおりとする。
- 4 (1) この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、第 5 条第 2 項により連携を希望する者は、1 学年 40 名に限る。
(2) 第 5 条第 2 項および第 17 条の別表 1 は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 29 年 4 月 1 日前に入学した生徒については、改正後の第 17 条別表 1 の規定に関わらず、従前のおりとする。
- 6 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 30 年 4 月 1 日に入学した生徒については、改正後の第 17 条「教育課程」並びに第 25 条の規定に関わらず、従前のおりとする。
- 7 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

東海こども専門学校 学則実施細則

(目 的)

第 1 条 実施細則は、東海こども専門学校学則（以下「学則」という）において必要なことを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この細則で用いる用語の定義は、別に定めるもののほかに次の通りとする。

- (1) 授業とは、学則第 17 条別表 1 の科目の教育を実施することをいう。
- (2) 授業日とは、授業を行う日をいう。
- (3) 開校日とは、授業以外の行事のみを行う日をいう。(入学式等)
- (4) 休業日とは、(2)、(3) 以外の日をいう。
- (5) 欠席とは、1 日の授業又は行事すべてを受講しない場合をいう。
- (6) 欠課とは、1 時間の授業で授業を受講しない時間が 15 分を超過した場合をいう。
- (7) 遅刻とは、1 時間の授業開始時刻から 15 分以内に出席した場合をいう。
- (8) 早退とは、1 時間の授業終了時刻以前 15 分以内に退室した場合をいう。

(教育連携)

第 3 条 本校のこども学科の学生が幼稚園教諭普通免許状（二種）の取得を希望する場合は、豊岡短期大学通信教育部との教育連携により、本校のこども学科の学生として集団入学し、幼稚園教諭普通免許状（二種）を取得するために必要な単位を修得することができる。

(欠席・遅刻・早退等)

第 4 条 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合には、事前に届出をしなければならない。また、やむを得ない事由により事前の届出ができない場合は、必ず電話連絡をし、事後すみやかに届け出る。

- 2 遅刻、早退は、各科目 3 回で 1 時間の授業の欠課として換算される。(端数切捨て)
- 3 病気やその他の理由により長期（2 週間以上）にわたり欠席する場合には、医師の診断書もしくは、保護者の理由書を提出する。

(公認欠席)

第 5 条 次の項目に該当し、公認欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届により原則 3 日前までに届け出なければならない。

- (1) 校長の承認を受け、就職のための試験、ガイダンス等に参加する場合（最大 5 回）
- (2) 校長の承認を受け、対外行事に参加する場合
- (3) 公的交通機関の運休、遅延等
- (4) 災害、その他不可抗力の事故

(5) その他校長が認めた場合

- 2 公認欠席が認められた場合の欠席、遅刻、及び早退については、出席したものとして扱う。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

(特別欠席)

第 6 条 次の項目に該当し、特別欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届により届け出なければならない。

(1) 忌引

- | | |
|-------------|-----|
| ① 父、母 | 5 日 |
| ② 兄弟、姉妹、祖父母 | 3 日 |
| ③ 3 親等以内 | 1 日 |

(2) 伝染病による出席停止

(3) その他校長が認めた場合

- 2 特別欠席は、出席すべき日数から除外する。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

(退学)

第 7 条 退学しようとする者は、「退学願」により学生・保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 8 条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、「休学願」により学生・保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第 9 条 休学中の学生が復学しようとする場合には、「復学願」により学生・保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を得なければならない。

(学習の評価及び履修の認定)

第 10 条 授業科目の成績評価は、試験点数、授業態度、作業成績、レポート、出席状況等を勘案して、各科目担当が行う。

- 2 学則第 17 条別表 1 に定める各科目（教育実習、保育実習を除く）の出席時間数が、年間時間数の 3 分の 2 に満たない者については、当該科目の履修を認めない。
- 3 学則第 17 条別表 1 に定める教育実習、保育実習の出席時間数が、年間時間数に満たない者については、当該科目の履修を認めない。
- 4 学習評価及び履修に関して必要な事項は、「単位認定及び履修認定規程」に準ずる。

(授業料等の延納)

第 11 条 学校が指定する期日までに授業料等が納入出来ない場合は、「延納願」を提出し、校長の許可を得なければならない。

(授業料等の減免)

第 12 条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等の減免願いを提出し、校長の許可を得なければならない。

2 減免についての必要な事項は、授業料等の減免に関する実施細則に定める。

(既に納付した授業料の返還)

第 13 条 既に納付した授業料の返還については、次のように定める。

- 2 退学する者は、当該期の授業料について退学する期までの授業料を納入するものとする。
また、退学願を提出する前に納入しなければならない。
- 3 休学を許可された者、又は命ぜられた者については、休学中の授業料は免除する。
- 4 復学を許可された者については、復学を許可された当該期の授業料を納入するものとする。
また、復学する当該期までに納入しなくてはならない。

(ほう賞)

第 14 条 学則第 34 条のほう賞は、次のものを対象とし、教職員会議等で協議し、校長の承認のうえ行う。

- (1) 在学期間を通じて無遅刻、無欠席、無早退の者
- (2) 在学期間を通じて学業成績が特に優れている者
- (3) 在学期間を通じて著しく努力の成果が認められる者
- (4) 社会への貢献度が大きく、本校の名誉を高めた者
- (5) その他、ほう賞に値すると認められた者

(懲戒)

第 15 条 学則第 35 条に定める懲戒は、退学または停学処分のほか、情状により職員会議等で協議し、次の処分を行う。

- (1) 訓告 不都合を改めるよう指導する。
- (2) 謹慎 一定の期間自宅または学校内での行動を制約し反省を求める。

(附 則)

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 (1) この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
(2) 第 3 条については、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 6 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 7 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。